

## 平成26年第1回稲城市教育委員会定例会

1 平成26年1月21日、午後3時から稲城市役所6階603会議室において、平成26年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
伊勢川 岩根  
城所 正彦  
保坂 律子  
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
教育部副参事	並木 茂男
指導主事	細谷俊太郎
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第1号請願  
《文化センター課廃止に関する請願》
- (5) 日程第5 第1号議案  
「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」
- (6) 日程第6 報告事項

委員長　それでは、ただ今から平成 26 年第 1 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

新年に入りまして、成人式、また、市民ロードレース等が行われました。それぞれの部署の方々のご努力により、無事終わっております。本年もまた改めまして、よろしく願いをいたします。

それでは、傍聴の方々をお願いを申し上げます。1、会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2、会議開催中はみだりに席を離れないでください。3、決められた出入り口から入退場をしてください。4、傍聴人は委員席に入ることはできません。5、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りください。これらの事項を守っていただきたいと思っております。

それでは、日程第 1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員をお願いいたします。

次に、日程第 2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第 4　第 1 号請願を先に行い、その後、日程第 3　「教育行政報告」、日程第 5　第 1 号議案、日程第 6　報告事項といたします。

それでは、日程第 4　第 1 号請願「文化センター課廃止に関する請願」を議題といたします。

事務局からお願いいたします。

学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長　「文化センター課の廃止に関する請願」の請願項目を読み上げさせていただきます。

文化センター課廃止に関する請願。

事項 1．組織が変更しても条例通り「文化センターの運営や職員配置は変わらない」との 12 月議会答弁がありましたが、これを事実として確定してください。そして、条例通りの職員体制を明確に市民に提示してください。

事項２．組織変更により、社会教育行政と教育機関が同じ係内で運営されることになり、法令違反の状況が生じると考えられますが、稲城市教育委員会としての教育行政と教育機関の役割分担について、稲城市の社会教育の歩みを踏まえての今後のあり方を市民に明確に提示してください、となっております。請願の理由、要旨につきましては、配付資料をご覧くださいと思います。以上でございます。

委員長 本件は、平成26年4月1日に予定している組織改正に関する事で、全員協議会で説明していただいておりますが、改めて文化センター課の廃止に関する内容について、確認の意味で説明をお願いいたします。文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 それでは、平成26年4月1日に予定しております組織改正の文化センター課の廃止に関する内容について説明いたします。

文化センター課は、稲城市文化センターの管理・運営に関する規則により設置された組織でございます。文化センターは、公民館、図書館、児童館、学童クラブ、老人福祉館からなる複合施設であって、文化センター課は図書館を除く各施設の業務を一元的に行っております。

今回の組織改正では、人材の集約による機能強化、業務の集中管理を図り、限られた資源を効率的かつ効果的に活用できる組織体制を整備することにより、さらなる市民サービスの向上につなげるために行うものであり、文化センター課の業務につきましても見直しを行うものでございます。

文化センター課の所掌事務のうち、児童館、学童クラブ、老人福祉館については、市長からの委任に基づいた業務であり、計画・設置を福祉部が行い、運営を教育委員会文化センター課が行うという二元管理となっております。

これら委任業務を市長部局へ戻し、児童館、学童クラブについては市長部局に新設する児童青少年課の所管となります。公民館の業務については、生涯学習課の社会教育部門に統合し、iプラザにかかる業務についても生涯学習課に統合します。

文化センターや学校施設内学童クラブの建物の維持管理に関することについては、軽微なものを除き、市長部局の建築保全課、財産管理課に移管し、集約を図ります。また、平和事業に関する事で平和コンサートの関係業務は、市長部局の市民協働課に、子育てサポーター活動援助や子育てサポーターのボランティア養成の事業については、子育て支援課の子ども家庭支援センター係に移管します。

以上の業務分担の見直しにより、文化センター課につきましては、廃止するものでございます。

以上でございます。

委員 長      ありがとうございました。  
                  内容説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑、ご意見等があれば、お願いいたします。  
                  教育長。

教 育 長      まず、「文化センターの運営や職員配置は、何ら変わらないとの12月議会答弁がありました」とありますけれども、公民館の運営や利用は変わらない、職員配置については必要な人員が配置されるとか検討中との答弁をしたと思っております。再度、どのような答弁をしたのか、確認させてください。

文化センター課長      「今回の組織改正は、組織が変わるだけで、公民館の運営や利用については変わりはありません」と答弁しております。また、職員配置については、業務量に必要な人員が配置されることと、人数については、検討中であると答弁しております。

委員 長      教育長、どうぞ。

教 育 長      それでは、請願書に書かれている「職員配置は何ら変わらない」ということにつきましても、これは、事実でないかと理解してよろしいですか。

委員 長      文化センター課長。

文化センター課長      そのとおりです。

教 育 長      はい、わかりました。

委員 長      いかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員      文化センター課がこれまで委任を受けて行っていた児童館、学童クラブの運営を市長部局に戻すことや、文化センターの維持管理を市長部局に移すことで、その業務にかかわっていた職員が減るといようなことは明白だと思います。現時点で、今後の公民館の職員体制はどのような見込みなのか、わかっていたら教えていただきたいのですが。

委員 長      文化センター課長。

文化センター課長      職員体制につきましては、稲城市立公民館条例第4条の規定に基づき、公民

館を担当する職員として、館長、専門職員、事務職員を置いており、組織改正後も変わりません。

現行では、文化センター課長が館長であり、組織改正後は生涯学習課長です。専門職員は、文化センター課の各文化センター係に配属された公民館担当職員であり、事務職員でもあります。組織改正後も生涯学習課社会教育公民館係に配属される公民館担当職員が専門職員、事務職員でございます。

委員長 ありがとうございました。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 それでは、公民館の職員体制というのは、これまでどおり変化はないと理解してよろしいのでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 そのとおりです。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。保坂委員。

保坂委員 「条例どおりの職員体制を市民に提示してください」とありますが、条例どおりの職員体制とは、どういうことと理解されているのでしょうか。また、提示については、どうお考えでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 先ほどもお答えしたとおり、条例どおりの職員体制とは、稲城市立公民館条例に規定する、館長、専門職員、事務職員であると理解しております。

また、今回の組織改正に伴って、今後、教育委員会では関係する規則や規定の改正を行いますので、その公布をもって市民に提示することとなります。

なお、今回の組織改正の内容を市広報でお知らせする予定と聞いておりますので、よりわかりやすく市民の皆様へお示しできるものと考えております。

委員長 はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。城所委員。

城所委員 文化センター課による一元的な運営が稲城方式として定着してきたということですが、この稲城方式については、こういったご認識をお持ちなのでしょうか。

委員長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 公式に稲城方式というのではないと認識しております。複合施設である文化センターを効率的に管理するために、一元管理運営を行ってきており、一つの方法として有効であったと認識しております。

しかし、現在、施設は老朽化してきており、その維持管理に当てる業務の増大や、非構造部材など震災後の新たな施設管理の対応が必要とされていること、また、一方で学童クラブの数の増加に伴う業務の増や、福祉部と教育委員会とが二元管理を行う非効率性などの課題を抱えております。

これらの課題がある中で、教育委員会の職員にとりまして、教育委員会の業務以外がかなりの負担となっておりました。そのため、ここで見直しを行うこととし、施設の維持管理は市長部局の専門の職員に任せ、また、児童館、学童クラブを福祉部へ戻し一元化し、公民館の職員は、専門性を生かして公民館運営を行うといった、より専門性の高い業務分担とするものです。業務の集中管理による市民サービスの向上につなげるための組織改正の構築が、今回の組織改正であり、このことは、教育委員会にとりましてもよいことであると、そういった認識を持っております。

城所委員 それではもう一つ。

委員長 はい、城所委員。

城所委員 では、もう一つお願いします。

文化センターの特徴として、子どもからお年寄りまでの交流がありますけれど、具体的にはどのような交流が行われているのでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 各文化センターでは、文化センター内の公民館、児童館、図書館、そして利用団体や地域の団体が参加して文化センターの祭りや集いを開催し、日ごろの活動の成果の発表や模擬店などを行い交流を図っております。また、公民館の利用団体が児童館事業の講師として子どもたちの指導に当たることもしております。

委員長 はい、城所委員。

城所委員 それでは、そのような交流は、今後も続くと理解してよろしいでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 組織改正で変わることは全くありません。

委員長 他はいかがでしょう。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 これまで文化センター課職員として公民館業務だけでなく、福祉部業務も行っていましたが、教育委員会としてメリット・デメリットはどのようなことと思いますか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 組織としては、一定規模であれば、一元管理により効率的な管理ができるメリットはあると考えます。しかし、教育委員会としては、学童クラブ数が増加したことによる福祉部業務の増大や、施設管理といった公民館以外の業務に割く割合が大きく、負担が大きくなっていることも事実であり、そのことが教育委員会にとってデメリットであると考えます。

例えば、当初、学童クラブが児童館の併設施設として整備されていましたが、増加する需要にこたえるために児童館施設外で学童クラブを新設してきた経緯があります。現在、公設公営の学童クラブは12クラブありますが、そのうち文化センター内にあるのは2クラブのみです。そのほかは、小学校敷地内または小学校余裕教室に9クラブ、文化センター外の児童館に1クラブです。中でも文化センター外にある第一児童館と併設する第二学童クラブは、福祉施設である第二保育園と建物を同じくしているにもかかわらず、教育委員会所管の中央文化センターの一施設であるという状況です。

このように8割以上の学童クラブが文化センター外にあるにもかかわらず、文化センター課が一元管理を行う効率性や合理性はもはや薄れており、逆に、そのことが負担でありデメリットであると考えます。

委員長 伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 ということは、教育委員会の職員は、公民館業務に専念できるようになるという理解でよろしいでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 そのとおりでございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、今回の組織改正でこれまでの課題が解消できるということですね。  
文化センター課長。

文化センター課長 そのとおりです。

委員 長 ありがとうございます。  
いかがでしょうか、他に。どうぞ、城所委員。

城所委員 それでは、社会教育行政と教育機関の関係なんですが、まず、教育機関とは  
どういうものなのか、その所管はどこかについて確認をさせてください。

委員 長 文化センター課長、どうぞ。

文化センター課長 教育機関とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めがあり、教  
育、学術及び文化に関する事業、または、教育、学術及び文化と密接な関係が  
ある事業を行うことを主目的とする機関のことで、稲城市においては、学校、  
図書館、公民館、学校給食共同調理場がございます。また、所管は教育委員会  
でございます。

委員 長 ありがとうございます。  
いかがでしょうか。保坂委員。

保坂委員 それでは、今回の組織改正で教育機関に変更はあるのでしょうか。

委員 長 文化センター課長、どうぞ。

文化センター課長 変更はございません。

委員 長 ありがとうございます。変更はございませんということだったんですね。  
保坂委員。

保坂委員 それでは、これまでどおり、独立した機関であると理解してよろしいでしょ  
うか。

委員 長 文化センター課長。

文化センター課長 そのとおりです。

委員 長 ありがとうございます。伊勢川委員。

伊勢川委員 「教育行政と教育機関の役割分担について、稲城市の社会教育の歩みを踏まえて、今後のあり方を聞かせてください」とのことですが、今後のあり方について教えていただきたいのですが。

委員 長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 お答えいたします。今後のあり方につきましては、第3次稲城市生涯学習推進計画の中で重点プロジェクト3項目として、「にないあいシステム」の充実、「にないあい人」養成プロジェクトの推進及び「にないあい支援基地」づくりの推進を位置づけております。

具体的には、にないあいシステムは、稲城 I C カレッジ中心とした学習活動の充実を図るものです。にないあい人は、子育てサポーター養成の継続や、若者サポーター及びシニアサポーターの養成を図るものです。にないあい支援基地は、以上二つのプロジェクトを実現するために、地域づくりの拠点として教育機関である公民館や図書館などを活用した支援基地づくりの推進を図るものと考えており、それぞれの役割のもと、推進してまいります。

以上でございます。

委員 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。教育長どうぞ。

教育 長 請願書の要旨の中に「公民館内に社会教育行政を担当する社会教育課と教育機関である公民館の同居は法律違反の疑いがあるから分離、独立させた経緯があると思います。」というふうにあるんですけど、これは、そういう認識でよろしいのでしょうか。

委員 長 文化センター課長。

文化センター課長 過去には、補助金上の目的外使用等の疑義を招かないようにとの判断があったと認識しております。現在は、他市においても、教育委員会事務局に中央図書館管理課があり、その部署は中央図書館内にあるという事例、また、教育委員会事務局職員が図書館長を兼ねているという事例もありますので、法律違反には当たらないと認識しております。

教育 長 はい、わかりました。

委員 長 ありがとうございます。どうでしょうか。保坂委員、どうぞ。

保坂委員 「効率化のもとに職員を集約すると、きめ細かく支援していくということができなくなることが心配されます。」とあるんですけれども、このことについてはどうでしょうか。

委員 長 文化センター課長。

文化センター課長 今回の組織改正により、公民館は公民館業務に専念できることとなりますので、そのことで生まれたマンパワーをもとに地域の特性を生かしつつ、事業の充実に努めてまいりますので、安心していただきたいと思います。

委員 長 ありがとうございます。保坂委員、どうぞ。

保坂委員 行政サービスというものは、職員数によるものもあると思いますが、質も大事だと思います。今回の組織の見直しによって市民サービス向上につながると理解してよろしいでしょうか。

委員 長 文化センター課長、お願いします。

文化センター課長 そのとおりです。まさに市民サービスの向上を目指したものでございます。

委員 長 ありがとうございます。  
再確認をさせてください。  
今回の組織改正で公民館機能は充実すると考えてよいのですか。  
文化センター課長。

文化センター課長 充実すると考えております。

委員 長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいですか。

( なしの声あり )

委員 長 それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

委員 長 それでは、再開いたします。

賛成意見、反対意見ということになると思いますが、賛成意見のある方はお願いいたします。

それでは、他に意見がないようですので、以上で賛成意見は終結いたします。

続きまして、反対意見のある方はお願いいたします。

城所委員。

城所委員 請願内容について質疑をした中で、まず、請願の事項1にある12月議会答弁の内容の一部について、事実の誤認があるので確定することはできないと考えています。

また、複合施設である文化センターを管理運営する文化センター課がなくなっても、教育委員会の施設である文化センターは、これまでどおり存続するし、社会教育法第22条にいう、公民館の事業の実施にも何ら変更がないものということを確認いたしました。

何よりも、今回の組織改正によって、市長部局からの委任により行ってきた児童館や学童クラブの運営の業務が福祉部に戻り、老朽化する施設の保全計画や大規模な改修などの業務も市長部局の専門の職員が担当することにより、教育委員会の職員は、自分たちの本来の業務に専念することができることになり、これまでどおりのきめ細やかなサービス提供が可能となるものと考えます。

そういったことをこれからも利用者によく説明することをお願いして、この請願の採択に反対するものです。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 私も心配していたのは、「社会教育行政と教育機関が同じ係り内で運営されることになり、法令違反の状況が生じると考えられますが」という部分でした。質疑を通じて、他市においても事務局が教育機関を管理している例や事務局職員が図書館長を兼ねている例があることがわかりました。また、公民館などこれまでと同様に、教育機関として位置づけしていくことに変わりはないこと、そして、教育行政として教育機関をしっかり支えていくということを確認することができました。

城所委員も述べておられましたとおり、教育委員会としては、本来、業務への専念により、むしろ社会教育行政を前進させるものと考えますので、私もこの請願の採択には反対いたします。

以上です。

委員長 他にはいかがですか。よろしいですか。反対意見が2名出ましたけど。

それでは、他に意見がないようですので、これより第1号請願「文化センター課廃止に関する請願」を採決いたします。本請願について、採択すること

に賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手する者なし )

委員 長 挙手する者なしであります。よって、第1号請願は不採択となりました。  
暫時休憩いたします。時間は10分ほどいただきたいと思ひます。

( 暫時休憩 )

委員 長 再開いたします。  
次に、教育長から「教育行政報告」の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

[ 教育行政報告 ]

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| 学校教育課長          | 1 工事請負契約状況について                    |
|                 | 2 平成25年度私立幼稚園就園奨励費補助金認定状況について     |
|                 | 3 平成25年12月分不登校による欠席児童・生徒数について     |
| 教育部副参事          | 1 担当者事業について                       |
|                 | 2 連携推進事業について                      |
|                 | 3 研修事業について                        |
|                 | 4 学校訪問事業について                      |
|                 | 5 その他について                         |
|                 | 6 教育センター関係について                    |
| 学校給食<br>共同調理場所長 | 1 3学期学校給食開始について                   |
|                 | 2 稲城市立学校給食研修会について                 |
|                 | 3 大空町との交流給食について                   |
|                 | 4 第7回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について |
| 生涯学習課長          | 1 社会教育委員関係について                    |
|                 | 2 社会教育活動の振興について                   |
|                 | 3 青少年委員関係について                     |
|                 | 4 ふれあいの森関係について                    |
|                 | 5 青少年指導者養成事業について                  |
|                 | 6 青少年育成地区委員会関係について                |
|                 | 7 芸術文化活動の振興について                   |
|                 | 8 成人式について                         |
|                 | 9 文化財の保護と普及について                   |

- 10 生涯学習推進事業について
- 11 学校施設コミュニティ開放事業について
- 12 放課後子ども教室支援事業について
- 体育課長 1 スポーツ推進委員協議会関係について
- 2 市立公園内運動施設管理運営について
- 3 社会体育施設管理運営について
- 4 体力づくり運動推進事業について
- 5 国民体育大会関係について
- 文化センター課長 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成25年12月文化センター課利用統計について
- 図書館長 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC 運営）について
- 3 分館主催事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 学校・地域との連携について
- 6 平成25年12月図書館利用統計について

委員長 ありがとうございます。  
 教育行政報告が終わりました。  
 次に、日程第5 第1号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。  
 教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、消費税法改正に伴い、稲城市立学校給食共同調理場の給食費を改正するため、稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。  
 詳細につきましては、学校給食共同調理場所長より、説明いたします。

委員長 学校給食共同調理場所長、お願いいたします。

学校給食共同調理場所長 それでは、議案書の後ろのほうにあります議案概要説明書をご覧ください。議案概要説明書をもってご説明させていただきます。  
 平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に改正されることに伴いま

して、今回、今までなかなかこういうことに踏み切れなかったんですが、軽減税率の導入が今回の改正ではないということもはっきりいたしました。そういうことも含めて、稲城市の給食費について精査したところ、給食費に与える消費税改正に伴う影響は年間で1,000万円以上、一日にいたしますと5万5,000円余りになるというふうに推計しております。

このことから、引き続き、安全で安心な質の高い給食を提供するために、どうしても消費税率の改正分を値上げして対応することが必要だということから、本案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、小学校の低学年で月額3,540円から3,640円、100円の増であります。小学校中学年におきましては、月額3,850円から3,960円、110円の増、小学校高学年では、月額4,250円から4,340円、これは120円の増となっております。また、中学校では、月額4,580円から4,710円、130円の増となっております。また、その下2段は職員、あるいは調理場職員の分ですが、職員の小学校、これは小学校教諭等ですが、月額4,220円から4,340円への増となります。120円の増となります。また、中学校他とありますのは、調理場の職員を含めてということで、月額4,680円から4,710円、130円の増というふうになりました。

これは、改正率につきましては、消費税率の改正分5%から8%に変わる2.857%余りなんです、それと同じ率で計算をさせていただいております。

また、1月17日に稲城市立学校給食共同調理場運営委員会のほうにも意見具申をいたしまして、審議をしていただいたところ、消費税改正に伴う値上げについては必要であるということでご意見をいただきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

城所委員、どうぞ。

城所委員 今回の改正につきましては、消費税法の改正ということで、ある意味、やむを得ない部分なのかというふうに思うんですが、反応としてやはり保護者の皆様方の反応がちょっと気になる場所なんです、今後の周知の仕方としては、どんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長 お願いいたします。

学校給食  
共同調理場所長

まず、ここでご承認いただきますと、その後、議会の福祉文教委員会のほう

にご報告させていただきます。今もう既に新小学校1年生の説明会等が始まっている折なので、そこに間に合う学校につきましては、こういうことで改正をいたしますということで周知してまいりたいと。ここで間に合わなかった学校もありましたので、改正をする予定もありますよというようなことで少し一部書かせていただいて、その後、広報で知らせたいと。また、ホームページなどもありますので、わかりやすい内容で説明をしたいと。広報なり周知をしていきたいというふうに思っております。

委員長 城所委員、どうぞ。

城所委員 ということは、個別の保護者への通知とかということは考えていらっしやらない。

委員長 学校給食共同調理場所長。

学校給食  
共同調理場所長

今のところ、私どものほうで個別に紙でということは考えていないんですが、給食だよりとか、そういうのもありますので、その辺の改正の経緯とかそういうものについては、また改めてスペースを設けさせていただいて、内容につきましては、消費税改正に伴うものですので、それほど詳しくということではありませんけれども、そういう状況についてはお示ししたいと思っております。

城所委員 よろしくお願ひします。

委員長 他にはいかがでしょうか。

非常に充実した内容になっていると思いますけれど。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第1号議案 「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採択いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。「平成27年度新設小学校の名称選考の方法等について」、学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長。

それでは、「平成27年度新設小学校の名称選考の方法等について」ご報告をさせていただきます。

本市では、これまで小学校の名称を決めるに当たりまして、公募という形をとってきはいなかったんですけれども、現状では、小学校は稲城第一小学校から、もう廃止になってしまいましたが、旧稲城第八小学校までは、いわゆるナンバースクールということで番号を設置順に付し、向陽台小学校以降、平尾小学校までは地域等の名称を行政内部で選考して決定してきたという経過がございます。また、中学校につきましては、今のところ市内6校でございますので、全てナンバーを付して校名としているという状況です。

ここで（仮称）南山小学校と、今、仮称でこれまで呼んできた南山東部土地区画整理事業地内に平成27年4月に開校予定の学校の名称を決めるに当たりまして、区画整理地区が矢野口、東長沼、そして百村という三つの字にまたがった学区域となる想定であること、現在、この地区にお住まいの方というのが、極めて少ないというような状況がありまして、これらのことを踏まえまして、校名案の参考とするため広く市民に公募をして、校名選考委員会といったようなものを設置して、選考していくという形をとってまいりたいと考えているところでございます。

応募資格といたしましては、稲城市に住民登録をしている者。

応募方法は、応募用紙を郵送、ファクスまたはメールにより提出していただく方法。

そして、募集要項については、広報やホームページへの掲載を行い、新たに4月以降、組織が改正された場合の学務課、出張所ですとか文化センター、市内の小中学校の窓口における配布などを予定してまいります。

選考基準については、応募数の多い名称であること、読みやすく、親しみやすい名前であること、地域性が感じられる名前であることなどを案として考えているところでございます。

決定までの流れでございますが、まず、校名選考委員会を来年度に入りましたら早々にも設置いたしまして、市民への公募を広報等に掲載して行い、校名の第一次選考として、選考基準に合致したもの、おおむね3案程度に絞り込みをしてまいります。第二次選考として、最終案に絞り、それを教育委員会に付議をさせていただきます。最終的には、稲城市立学校設置条例という条例で市内の校名を決定していくこととなりますので、条例については、市長専権事項ということで、市長に制定依頼を行いまして、一部改正という形でこの条例を改正するというところで市議会に付議をする形になります。

スケジュールといたしましては、本日、教育委員会定例会に公募についての報告をさせていただきましたので、2月7日に予定されている福祉文教委員会に同様の報告をさせていただき、4月中旬ごろに第1回の選考委員会を開催し

て、そこで公募方法、選考基準の付議を行ってまいります。5月中旬から下旬にかけて、そちらに記載の日程で校名を公募し、6月下旬に教育委員会の全員協議会へ応募状況ですとか、今後の進め方などをご報告させていただく予定であります。また、第2回の校名選考委員会について、6月下旬に開催をいたしまして、第一次選考を行います。そして、7月上旬には、第3回校名選考委員会を開催し、第二次選考、そして、7月中旬に教育委員会定例会に改正条例の制定依頼の議案を出させていただきたいと考えております。その後は、8月上旬に市議会の福祉文教委員会に選考結果の報告、下旬に地域の皆様にも親しんでいただきたいということで行政連絡員調整会議に選考結果の報告をさせていただき、9月の市議会定例会で設置条例の改正案を上程していく、そういった流れで予定をしております。

この校名選考委員会の委員ですが、そこに記載の7名ということで、予定をしております。

報告につきましては以上でございます。

委員長 「報告事項」の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。ご質問のある方はお願いいたします。  
城所委員、どうぞ。

城所委員 校名の公募ということで、新しい試みで、なかなか興味があるところなんです、一つ気になるのが、この公募期間が約2週間というところで、本当にどのくらいの応募が来るのかというところ、それ、事務局のほうでそれなりのアプローチをかけていけば、それなりの応募もあるんじゃないかなというふうには思うんですが、応募の多い名称であることが選考基準に入っていますけれど、この辺の選考基準の順位づけというか、応募が多いものなのか、読みやすいものなのか、親しみやすいものか、その辺はどうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 この選考基準につきましては、今後、設置予定の校名選考委員会のほうで確認しながら最終的に決定していきたいと思っておりますが、一番応募数が多いということが必ずしも最終的によい名前だったという評価にもつながるものばかりとは限らないと思っておりますので、応募数もある程度多くてもそれが親しみやすくなかったり、読みにくかったりとか、そういったこともあるかもしれませんので、そういった場合には、二つ目の要件を満たさないというふうに判断していくことになるかと。この三つについては、一応、いずれも満たすものということを基準にしていけたらというふうに考えております。

城所委員      まずは大くさんの応募をお願いして。

委員 長      ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ございませんか。  
それでは、選考委員会のほうでお願いいたします。  
質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。  
ありがとうございました。

（午後 4 時 1 1 分閉会）